

29 高教福第 103 号

平成 29 年 4 月 24 日

各 県 立 学 校 長 様
各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

教職員の引率旅行におけるミールクーポン代金に係る
旅費の取扱いについて（通知）

教職員の引率旅行の旅費の調整については、平成 18 年 3 月 30 日付け 17 高教職第 1371 号教職員課長通知「教職員の引率旅行の旅費の調整について」にて通知しているところですが、引率旅行においてミールクーポンを使用する場合の旅費については、下記のとおり取扱っておりますのでお知らせします。

記

1 内容

宿泊を伴う引率旅行で、夕食（又は朝食）にミールクーポンを使用する場合、ミールクーポンは金券的なものであり、その代金は必ずしも夕食代（又は朝食代）と一致しないため、宿泊諸費は定額を支給する。

2 支給例（乙地方の定額：宿泊料 7,300 円、宿泊諸費 2,500 円）

①夕食に 1,500 円分のミールクーポンを使用、宿泊料金 1 泊朝食付き 7,500 円（素泊まり 6,700 円、朝食代 800 円）の場合の旅費支給額

- ・宿泊料 : 6,700 円
- ・宿泊諸費 : 2,500 円

②夕食に 2,000 円分のミールクーポンを使用、宿泊料金 1 泊朝食付き 8,000 円（素泊まり 7,500 円、朝食代 500 円）の場合の旅費支給額

- ・宿泊料 : 7,300 円（宿泊料上限 7,300 円のため）
- ・宿泊諸費 : 2,500 円

③夕食に 2,000 円分のミールクーポンを使用、宿泊料金 1 泊朝食付き 8,000 円（食事代分割不可）の場合の旅費支給額

- ・宿泊料 : 7,300 円（宿泊料上限 7,300 円のため）
- ・宿泊諸費 : 2,500 円